

議事日程(第2号)

平成23年6月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第24号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第2 議案第25号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第3 議案第26号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正
について
日程第4 議案第27号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第24号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第2 議案第25号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第3 議案第26号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正
について
日程第4 議案第27号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
-

出席議員(16名)

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 老岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第24号

日程第2. 議案第25号

日程第3. 議案第26号

日程第4. 議案第27号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第24号高鍋町税条例の一部改正についてから日程第4、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上、4件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第24号高鍋町税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これは、今度の東日本大震災にかんがみて、被災者対応と考えておりますけれども、高鍋町に被災者の方が避難を具体的にしていらっしゃるのかどうか、また罹災証明、これについては放射能汚染の部分もありますので、どの範囲で出るのかということで、税に関しての関係についてはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。議案第24号でございます。2点ほどの御質疑ですけれども、今回の大震災の法の定義につきましては、地震、津波、それから原子力発電所の事故による災害も含まれますことから、相当広範囲の地域の方が被災者となられまして、全国各地に避難を余儀なくされておられる方がいらっしゃる、このことはよく承知しております。

その上で、まず、避難された被災者の方が当町におられるかとの御質疑ですけれども、この改正条例が適用されますのは、基本的に被災地から転入されて、来年平成24年の1月1日に当町に住所がある方のうちで項目に該当する方がおられる場合でございます。

したがいまして、その時点での被災者、避難者の把握は行うことはできますが、現在において避難者が何名いらっしゃるのかにつきましては、税の担当部署としましては申しわけございませんが把握しておりません。新年度課税の時期までには、申告書等により避難者としての改正条例適用者数、これを判明させて把握することができると思われま

す。それからもう一点、その罹災証明の発行範囲についての御質疑ですけれども、これもその様式、それから範囲、対象者数等につきましては、その被災者地域において国とか県、それから市町村などの担当部門の判断によるところでござい

ますもんですから、当町で判断できるものではございませんので、詳細はつかんでおりません。ただ、課税処理等行う上で、避難してこられた被災者であるかどうかの判断が必要な場合があるでしょうから、その場合に関しましてはその証明をお持ちの方があれば、提示願ってその様式等も確認することができるというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。具体的な数っていうのは、来年の1月1日現在ということ

で答弁がありましたけれども、じゃあ現在、税務課でなくても担当部署で、例えばこの方たちは被災者の方ではないかと想定されるような方がもし転入という形があれば、具体的にどれぐらいいらっしゃるのか、つかんでいらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。今現在なんです

が、全国避難者情報システムというのがございまして、それによりつかんでいる数を把握し、関係県、町へ通知しているところ

でござい

ますが、当初4世帯10名が当初は転入されておりましたけれども、1世帯3名が転出されましたので、現在は3世帯7名の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私が心配しているのは、せっかくこのように地域自治体で

こういうような条例を改正したにしても、その方たちに直接、この条例が改正されてお

りますよって、罹災証明があればこういうふうになりますよというお知らせがしっかりと

できてなければ、つくっても何ら意味がないということになるんじゃないかなというふう

に思うんです。だから、私、現在被災者がどのぐらいいらっしゃるのかということをお伺

した一番大きな理由っていうのは、やはりきめ細やかな対応をしていくためには、被災者

と思われる方がこちらのほうに転入されている場合については、その方に直接、やはりし

っかりとこういった税法上の今度できましたよと、特例がちゃんとできましたよというこ

とをお知らせして、できるだけ被災地域に住んでいらっしゃる方と、こうやって避難して

こられた方々が同一の状況になるようにしっかりと、被災地へはこういう情報は満遍なく

届けられると思うんです。しかし、被災者の方が避難してこられた場合、あちこちに避難

してこられた場合については、なかなか個人情報保護法の関係もありますので、なかなか

お伝えすることができないという状況がひょっとしたらあるかもしれないということ

えて、私は質疑を行ったわけなんですけれども、そのことに対してはどのような方法で、政策をもってしていこうと考えていらっしゃるのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。今、議員の申されたことは確かだと思っておりますが、税務課長、今、町民生活課長申しましたが、本当にその地域から、被災地域から転入してこられたという方が、どこどこから高鍋にというのがあるはずですので、そういうのを係で、課でちゃんと把握をいたしまして、そういった周知はしていきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑は終わります。

次に、議案第25号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。最高限度額の引き上げが主だと思うんですけども、最高額の方は高鍋町に何世帯存在していらっしゃるのでしょうか。

また、税についての率は昨年度と変わりはないということなんですけれども、平均でどのぐらいの増額となる見込みなのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。まず、最高限度額の世帯につきましてでございますが、仮計算ではございますが、最多で126世帯に限度額を課税させていただくことになると思います。

また、税額につきまして1人当たりの平均9万2,250円となりまして、昨年度より1,304円の増となる予定でございます。なお、40歳から64歳までの被保険者には、平均で2万3,778円の介護分の税額が加えられまして、課税させていただくことになろうと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑は終わります。

次に、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これは追加措置ということなんですけれども、尾鈴畑地かんがい事業に関してからの運用なのか、それとも時限的に行う措置なのか、国からの通達及び県からの詳細について説明を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。県営土地改良事業に係る分担金に関する

条例の一部改正については、尾鈴地区国営かんがい排水事業に関連する県営事業として、戸別所得実施円滑化基盤整備事業で染ヶ岡、鬼ヶ久保地区の畑地かんがい事業に着手することを予定しております。現在の条例には該当する事業がないため、県営事業に着手した際に分担金の徴収ができるように今回追加するものであります。時限的な措置ではありません。

本事業につきましては、国がこれまでの耕種別の事業を廃止し、自給率向上を目指す戸別所得補償制度の円滑な実施に必要な事業として、平成23年4月1日に要綱が交付された事業であります。尾鈴地区の国営関連事業として現在施行中の事業も含めて、当該事業へ変更となる予定でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 今回、条例改正がでておりますけれども、これ予算措置はどこにその予算が計上されておるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 予算の計上はいたしておりません。

○議長（山本 隆俊） 1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 1番。これは、予算措置をしなければならないんじゃないですか。しなくていいんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。現時点では、事業の同意取得等が終わっておりませんので、確定ではございませんので、こういう事業で取り組みたいというところのことで上げているものですから、現時点では必要はないと思っております。

○議長（山本 隆俊） 1番、水町茂議員。

○1番（水町 茂君） 1番。私もこの六法全書をずっと遊びながら見てたんですけども、ここに222条に出てるんです。予算措置をしなければ、この条例の案件は出すことができないというふうにうたってないですか。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時15分休憩

.....
午前10時17分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。議員のおっしゃるとおり、予算と条例が同時に必要な場合については講じなさいという意味で確かに書いてございますが、例年予算を伴う場合に、その先に条例等でそのことを規定するというか、そういう分があるときには条例が先ですよというふうに、これ解釈されると思っております。今回のこの分担金につきましては事業がまだ開始されておりませんので、事業が開始されたときの受益者の

分担金を取るということでございますので、そのときにはこの限度っていいですか、この条例の中で限度ということになりますので、實際上事業がないのに予算措置はできませんので、そういうことに（発言する者あり）ですから、今回につきましては事業が開始されてないので予算措置はないというふうに解釈いたします。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。今、水町議員の質疑に対しては、後で3問ありますのでやりたいと思います。

まず、私がお尋ねしたいのは、今回地方負担18.3という負担区分の中で、尾鈴土地改良に関しては8.3にするということですが、これは県営枝管排水路を、給水栓までの負担はどのように解釈すればいいのか、これ散水施設以降は8.3ということですが、県営事業のパイプライン、給水栓までのパイプラインの負担区分はどうなるんですか、まず。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の中身でいきますと、この18.3のうち10%を市町村が負担することというような書き方になっております。区分としては、どこに何ぼということではなくて、一体として10%は最低でも町が負担することということが記入してあるものです。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。そうであれば、私が常々言っております、川南町が取り入れておる川南方式というものとは違うということで理解していいんですね。質問が3回しかできませんので、課長がうなずきましたのでそのように理解したいと思います。

そこで、今回の条例の中で一ツ瀬の部分が、分担金が13.3となっておりますが、それをなぜ、今回第4号を尾鈴の段階で8.3に下げて、なぜ一ツ瀬の部分を、13.3を5%下げてしなかったのか、その理由をまず伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほどの県の分担金条例の中で、10%以上18.3%の間までを市町村が負担することとなっております。ですから、その範疇で、この先ほどのその事業に取り組むためには上げないといけないと、そういう意味で農家の方々にとっては最低の負担割合かもしれませんけれども、県の条例に沿った形で当面つくらせていただいております。また、先ほどの御質問に関連いたしまして、個々のパイプラインはどうするのか、給水栓はどうするのかというようなことにつきましては、今後土地改良区との協議になっていこうと思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。今、課長がパイプラインの負担部分に関しては土地改良区との話し合いになると言われましたけど、今回条例で制定しとるわけじゃから、可決されれば、そういう段階はないと思うんですけど。

それと、私は2番目の質問では、既存にある一ツ瀬のほうの13.3を、なぜ同じ畑か

んであるのに8%にしなかったのかと聞いたんです。それはお答え、次でしてもらいたいと思います。

そこで、先ほどの水町議員の質疑の中の222条ですけど、これは、私は以前県から出向されておりました興梠助役の時代に、長町課長も御存じだと思いますが、上げるという話があったんですよ。それで私は、222条があるから予算計上しないとできないよという話をしたんですけど、その段階において、町長も御存じだと思いますが、興梠助役は提出をされなかったというふうに私は理解しております。だから、森課長が答えたことは、私は明確に222条を問えば、事業が予定されとるからという段階では222条のクリアはできないと思います。ましてや、これは申請事業であって、3分の2の同意がなければ事業は着手できないんです。事業が国の補助事業交付、何ですか、戸別所得補償基盤何とか事業費というものがありますけども、同意を3分の2とらなければ事業はできないんだから、物すごく不確定な、これは事業になるわけです。そうすると、222条の適用をもう受けざるを得ないという実態は明白だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。その負担割合につきましては、高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の第3条の、分担金は次に掲げる割合の範囲内ということを書いてありますんで、おいて町長が定めるということになっております。そこで、8.3%の中での判断は最終的に町長の判断されるところによると思います。ですから、先ほど申し上げましたとおり農家等の協議がそこに出てくるものと考えております。

それから、一ツ瀬土地改良事業分については現に施行が終了しております、負担金をお支払いいただいているところであります。ここでの変更というのは困難ではないかと考えております。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。濟いません、自治法の222条の解説ですけど、これは判例質疑応答集というところから今探したところでございますが、この条文自体が財政の計画的な健全な運営を確保するための財政上の負担を伴うような条例、規則等の制定又は改正に関する規定ということになっておりまして、それによりまして、条例その他の案件を議会に提出しようとする場合に、その今申し上げましたとおり、財政の健全な運営を確保するためという解釈で、財政上の負担を伴うような条例、規則等の制定又は改正に関する規定ということになりますので、この財政上の負担を伴うということは、これ歳出の規定というふうに思われます。それと、先ほどからその条例との関係で予算が

まだ出てないじゃないかということですが、これにつきましては、この条例自体が、また産業振興課長のほうから答弁があると思いますけど、同意取得に向けた前提としての負担割合のというようなところがございますので、このことから直接的に予算が確定するということでもございませんので、今申し上げましたとおり、この分についてはそういうことで、予算とは切り離しても構わないんじゃないかというふうに解釈いたしました。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。今後、尾鈴土地改良事業の県営事業に取り組むに当たりましては、15名以上の申請人の手続によりまして、概要公告を行っていくこととなっております。その中で、必要な事項が管理者を定めること、そして管理すべき施設の種類を定めること、そして貯水、放流、取水、また排水に関する基本的な事項を定めること。

それから、管理に要する費用の概算及びその負担の方法について概要公告という形で公告をいたします。その公告に基づいて、各3条資格者から同意取得をするものでありまして、先ほど政策推進課長からお答えをしましたとおり、今後の農家の負担割合について定めるものでございます。したがって、本条例で過去に提案しておりました農村総合整備、パイロット事業等に関しましては既に概要公告等あり、農家に通知し、そして同意をいただいたものでありますから、その変更の必要についてはないと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。あれで終わろうと思ってたんですけど、どうしても自治法が出てくれば言わざるを得ない状況がありますので。

私は議会運営委員会のおきも、この問題については詳細な説明がないともめますよということはおいておいたと思うんです。というのは、私もこの222条に関連して、確かに同意取得もまだ行われていない、15名の申請人を今から立てて、概要公告を出してこれから事業を行っていくというところで、具体的な個人負担、でも私なりの理解では、例えば尾鈴畑地かんがい事業の県営事業分については、かなり農地、要するに3条を持ってらっしゃる、農地法3条持ってらっしゃる方、この方たちの同意取得に関しては非常に困難を来すことが予想されているということをお考えたときに、どうしても個人負担の最高限度額をここで決めておいて、この最高限度額を決めてその中で取るんですよということにある程度しておかないと、それがちゃんと確立されたものじゃないと、なかなか同意取得が無理なのかなというふうに、私はそういうふうに解釈したんです。この条例が出されたときにそういうふうに解釈したんです。だから、今後どれくらい高鍋町、本当は私2問目でしょうと思ってたんですけど、今後どれくらい個人負担を、最高限度額は確かにここで決めたいけれども、どれくらい高鍋町が出していくつもりがあるのかどうか、川南町並みに県営事業についてはゼロ負担にするのか、そういうところも考えているのかというところをちょっと聞きたい部分もあったんですけど、性急かなと思った部分があったからちよっ

と割愛した部分があったんですけども、でもやはり222条から考えると、ある程度の思惑がなければ予算化をしていく、条例を出していくっていうのは非常にやはり困難かなというふうに思うんです。だから、どういう目標があるのかなと、もう最高限度額としてこれだけは取りますよというのを改めて皆さんに示していくのか、それともこれは限度額だからあくまでも、どう解釈してもいいですよというふうに投げかけるのか、私同意取得をする上において、この条例がネックになってこなければいいかなと思うんです。逆に8.3%は取りますよというふうに解釈されてしまったら、それだけ出していくんだったらもうじゃあ同意はしないという状況が出てくるんじゃないかと、非常に心配するわけです。

だから、私はこの条例の一部改正事項を見て、逆に私はこれが同意取得に足かせにならないかというふうに思ったんです、逆に。逆にそういうふうに思ったんです。

「川南町と違うがや」というふうになってしまったら、農家の人たちが「それならもうおれは同意しない」というふうになってきたら、同意取得が非常に困難になるんじゃないかなというふうに、私は逆に考えたんです。

だから、この8.3を出したところっていうのは、意図するところは一体何なのかというところは聞きたかったわけです。同意取得を困難にするためにするのか、同意取得を、8.3は上限だけど、いやあゼロパーセントになる可能性もあるとよというふうに説明するのか。私そこのところが執行部がどう考えてこの条例を提案してきたのかっていうことが、そこが一番知りたいわけです。そうでないと、予算の段階で、「ええ、8.3%が上限としてあるけれども、いや1円も取らんらしいよ」と、「ゼロらしいよ」というふうになってきたら、農家の人たちはいいわけです。だから同意取得をとる上で、この8.3がネックにならなきゃいいがと私は逆に思ったぐらいですので、そのところを多分遠回しに聞くよりも、こうやって単刀直入に聞いたほうがいいかなと思ったから私聞くんですけども、町はどのような予算っていうか、どのような思惑を持ってこの条例を出してきたのかっていうことをちゃんと説明してもらわないと、やっぱりこの条例で議論ができないと思うんですよ。よろしくお願いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。この負担割合につきましては、18.3%のうちの10%を、最低でも10%は町が負担しなさいよという県の条例があります。最大で18.3%町が全部出してもいいんですよと県の条例の中では定めてあります。その中で一ツ瀬との問題もありますんで、最大、農家にとりましては最低でありましょうが、町が10%負担しますよと。それでないと事業に着手できませんので、その農家にとって最低レベルのところにとりあえず出したところです。

先ほどお答えしましたとおり、今後この概要公告までに向けて、農家の代表者たる土地改良区との間で協議等を踏まえた上で、概要公告の大枠としてはこの8.3という数字でいきますけれども、詳細な県営事業の本管分はどうするかとか、末端の散水施設はどうす

るかだとか、そういうことについては協議の対象になろうかというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私が心配していることには答えていただけてないんです。

3分の2の同意取得をとらないとできないんですよ、事業そのものが。条例の前に3分の2の要するに同意をとらないとできないの、この事業は。だから、できないことが、要するにできないようにしていくのか、できるようにするのか、これから土地改良区の人たちと話し合いをしていくというふうに言われるけど、私たち請願で出しましたが、一番最初に出された請願では、結局100%、要するに川南と都農町と同じようにしてほしいということに請願が出てるわけですよ。

ということは、土地改良区の皆さんの大多数の考え方というのは、要するにゼロという考え方が浸透してきてるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、そこで8.3とはやっぱり開きがある、そのところでどうこれを、だから3分の2を得るためにどうするのか。もう後は土地改良区の問題ですので、高鍋町が条例を出せばいいだけのことで、ただどうするのかと非常に心配なんです。農家の人の立場に立てばゼロが一番いいわけです。ただ高鍋町の立場からすれば、やはり私たち議員は町民皆さんから選んでいただいた議員ですので、町税の使い方について、町の税金の使い方についてはしっかりと公平で公正な立場で使っていくような提案をしたいし、賛成、反対もその立場に立って、賛成、反対というふうにしていきたいと思うんです。

だから、これから同意取得をとるっていう段階で、やっぱりこれを出したってことは何か意図があると思うんです。何かその意図を聞きたいなと思ってます。だから、私は逆に逆効果じゃないかなってさっきから何遍も言うんですけど、と思った部分があるんですけども、だからそれは例えば町長なりが、いやもううちは10%しか出さんよという意思表示なのか、そこをちょっと明らかにしてほしいなと思うんです。

だから、話す余地があるのかなのか、これから同意取得をとっていく上で、もう高鍋町は10%しか出さんと、10%しか出さんというふうな意思表示なのか。でも最高限度額としてありますので、私はこれはゼロにでもなり得るというふうに思ってます。話はどうでももっていけるというふうに思うんです。だけど、同意を取りつけるに当たって、そこを逆に曲解されてしまうと、非常に私は問題があると思うんです。言葉じりをとらえられてしまう部分もあるし、だからそこら辺のところ町長なりが、いやもう10%しか出さないという結論に至ったのかどうかというところをちょっと聞きたいんですが。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。負担割合が、農家にとっての負担割合が少なければ同意がよりスムーズに進むであろうと、事務レベルでは確かにそう思います。ただ、この尾鈴土地改良事業を取り組むに当たりまして、国営事業の同意取得の段階では、その負担割合、川南町、都農町と高鍋町は間違いなく差がありました。で、高鍋町が非常に負担が高い、一ツ瀬並みの数字を当時申しておりました。それでも他の地域を圧倒的に

上回る形で採択をされました。それは、農家が水が必要であるかないかということです。必要あれば、本当に必要であればお金を出してでも何とかという考え方になるであろうと思います。ただ、どの農家も経営は非常に厳しい状況でありますから、でき得る限りの負担の軽減については検討、事務方としても検討すべきというふうには考えております。

ですから、先ほどから申し上げますとおり、土地改良区とまだ正式なテーブルについておりません。枠組みについてどういう感じの方法にするかとか、そういうような枠組みについては十分今話をできてきておりますが、この県の条例に基づく10%の負担をまず上げて、それから今後検討を深めて、その上で最終的には町長に判断をいただきたいと事務方では思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑は終わります。

次に、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。6点についてちょっとありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

埋却地管理支援事業に対しての算定基礎についてはどのようなものなのかということですね。

企画費の緑の分権改革とはどのような事業内容なんでしょうか。

公用車購入に関しては、総務課で一括管理するのではなかったのかと思うんですが、これが福祉のほうから予算が上がってますので、一括管理するのはどういう関連なのか、そこもう一回ちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

農地費に関しての負担金及び補助金の詳細な内容と算定基礎について答弁を求めたいと思っております。

観光費について地域活性化事業がありますが、具体的な内容とどのような計画が進行する予定なのか、どこからの申し入れなのか答弁を求めたいと思っております。

教育費の図書購入に関して、図書室の容量、要するに全体の大きさですね、合わせて購入するのか、それとも要望に応じて購入するのか、また古くなった図書に関して処分はどのようにして行っているのかお伺いしたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。埋却地管理支援事業に対しての算定基礎についてということですが、埋却地管理支援事業につきましては、埋却地の除草等の管理に対しまして10アール当たり2万5,000円、合計の246万1,000円、埋却地の陥没補修経費として81万円、それから事務経費として10万円でございます。なお、このお金につきましては、使わなかった場合には返還しろという指示が出されております。

それから、農地費の負担金、補助金につきましては、県営事業同意取得に関係をいたしまして、小丸川土地改良区の木城町、高鍋町の全組合員の同意が必要となっております。事業説明と同意取得を改良区の理事及び総代の方々にお願いするため、改良区の役員日当43万2,000円を小丸川土地改良区に補助するものでございます。その中身につきましては、区域の変更に伴う定款変更の同意取得、それから国、県で造成された土地改良施設の管理についての同意取得になります。それは先ほど申し上げました土地改良法に基づく概要公告の中身の了解を得るものでございます。

また、県営事業推進補助金につきましては染ヶ岡、鬼ヶ久保地区全受益者に、個別説明と事業着手の同意取得を染ヶ岡管理組合の理事及び総代の方々にお願いをするため、改良区役員日当33万6,000円を尾鈴土地改良事業推進委員会へ補助するものです。

また、受益者となります方々に先進地の視察をしていただき、事業に対する理解を深めていただきたいと考えております。視察研修の交通費及び宿泊費の130万4,000円の補助を行うものでございます。

以上でございます。

それから、観光費についてでございます。観光振興による地域活性化促進事業につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、高鍋町観光協会に事業を委託しております。観光資源の発掘、観光ルートの企画、観光案内の充実、情報発信の強化など観光事業の取り組みを推進し、観光振興による地域活性化を図るために行う事業で、昨年度から実施しております。

今回の補正予算は、高鍋の海の魅力と安全性向上のため、サーフィン教室等のイベント実施経費、海水浴場の監視及びサーフィン教室等においてライフセーバーが使用するレスキューボード等の救護用品一式を購入する経費を新たに追加をいたしました。

どこから申し入れなのかとの質問ですが、本年度の高鍋海水浴場開設については、高鍋町観光協会、蚊口浜イベント委員会と協議を行った結果、今回の追加補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。緑の分権改革事業についてでございますけれど、この事業は、地域のクリーンエネルギー資源を把握いたしまして最大限活用する仕組みを、地方公共団体と町民、NPO等の協働、連携によりつくり上げていこうと、そして地域の活性化を図ることを目的といたしまして、総務省の事業でございます。本町は、平成22年度に県立農業大学校におきましてビニールハウスを使った太陽熱冷暖房システムの実証実験を行っております。この調査結果を盛り込みまして、地球に優しいまちづくり構想というのを本年の2月に取りまとめたところでございます。この構想は、新エネルギーを活用いたしました本町独自の地域活性化に向けた施策体制を構築いたしまして、推進していこうというその指針となるものでございます。今回の補正は、この構想を具体的

に推進していくため、その場を、協議する会議を設置したいということで、それに係る経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。公用車の管理につきましてでございますが、総務課で購入して集中管理する車と各課の補助事業の予算におきまして購入、管理する車がございまして。今回の補正におきましては、県の安心こども基金を活用し、健康福祉課において購入、管理するものでございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（黒水日出夫君） 教育総務課長。今回の図書購入は寄附採納者の意向を受けて、100万円を4校に等しく分配して購入するものでございます。また、処分につきましては汚損、修復不能な本や利用度の低い本などから順次廃棄をしております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。この21ページの災害対策費、この表示板なんですけれども、どういった内容で何箇所どこに据え付けるのか、それをお聞きしたい。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。災害対策費の需用費と委託料のことだと思いますけど、現在1箇所当たりの金額等を算出のもとに、一応各交差点等を表示板を考えております。個数につきましては標高GPSの計測の設置委託料が20万6,000円程度、それから標高の表示板ハザードマップ印刷が41万5,000円で一応計上しておりますけど、約50箇所程度を計上しております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号、議案第26号、議案第27号、以上の3件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、議案第26号、議案第27号、以上3件につきましては各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案第25号につきましては、議長を除く15名をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号につきましては、議長を除く15名をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日は散会します。

11時15分から特別委員会を開催いたします。第3会議室のほうにお集まりいただきたいと思います。

午前11時05分散会
